

初診時及び再診時に係る選定療養費の料金改定について

平成28年4月の健康保険法改正により、国の推進する「医療機関の機能分担」を推進するため、初診時及び再診時にかかる選定療養費の徴収が義務付けられ、当院でも徴収させていただいております。

令和4年度診療報酬改定に伴い、**10月1日**より以下のとおり料金に変更となりますので、お知らせいたします。

○初診時に係る選定療養費（初診時選定療養費）

他の保険医療機関等からの紹介状を持参せず、当該病院を直接受診した場合。

令和4年9月30日まで	医科・歯科 5,500円（税込）
令和4年10月1日から	医科・歯科 7,700円（税込）

○再診時に係る選定療養費（再診時選定療養費）

他の保険医療機関に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合。

令和4年9月30日まで	医科・歯科 2,750円（税込）
令和4年10月1日から	医科・歯科 3,300円（税込）

併せて、選定療養費の免除要件が改正されます。

令和4年9月30日まで

「当院で他の診療科を受診している場合、選定療養費は免除」



令和4年10月1日から

「当院で他の診療科から院内紹介されて受診する場合、選定療養費は免除」

令和4年9月7日

独立行政法人国立病院機構
呉医療センター 院長